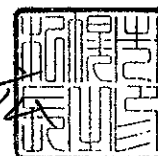


札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月5日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第20号

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(一般原則) 第3条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2～4 (略) (学級の編制) 第10条 (略) 2 1学級の園児の数は、<u>35人</u>以下を原則とする。	(一般原則) 第3条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児（法第14条第7項に規定する園児をいう。以下同じ。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2～4 (略) (学級の編制) 第10条 (略) 2 1学級の園児の数は、<u>30人</u>以下を原則とする。

改正前	改正後								
3 (略) (職員) 第11条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 (略) 3 (略)	3 (略) (職員) 第11条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 (略) 3 (略)								
<table border="1" data-bbox="217 577 762 645"> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> 備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園（法第2条第2項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この備考において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2・3 (略) 4 園長（法第14条第3項に規定する園長をいう。以下同じ。）が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。	園児の区分	員数	(略)		<table border="1" data-bbox="818 577 1361 645"> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> 備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園（法第2条第2項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この備考において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2・3 (略) 4 園長（法第14条第4項に規定する園長をいう。以下同じ。）が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。 5 <u>備考1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有</u>	園児の区分	員数	(略)	
園児の区分	員数								
(略)									
園児の区分	員数								
(略)									

改正前	改正後
	するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。<u>ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭	(2) 主幹養護教諭、 <u>主務養護教諭</u> 、養護教諭又は養護助教諭
(3) (略)	(3) (略)
6・7 (略)	6・7 (略)
附 則	附 則
(職員の員数に関する特例)	(職員の員数に関する特例)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
	3 <u>第11条第3項の表備考5及び附則第6条第1項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者（同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

(札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(職員の配置の基準) 第5条 (略) 2 (略) 3 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども(次条第3項において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員(同条第4項において「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>35人</u>以下を原則とする。 4 (略) (職員の資格の基準) 第6条 (略) 2～5 (略)	(職員の配置の基準) 第5条 (略) 2 (略) 3 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども(次条第3項において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員(同条第4項において「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>30人</u>以下を原則とする。 4 (略) (職員の資格の基準) 第6条 (略) 2～5 (略)
附 則 1～6 (略)	6 <u>第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 附 則 1～6 (略) 7 <u>第6条第6項及び前項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(同条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)</u>による支援を受ける

改正前	改正後
	<u>ことができる体制を確保しなければならない。</u>

(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第3条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(定義) 第138条の23 (略) (1)～(6) (略) (7) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 (8)～(14) (略) (従業者) 第138条の47 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(定義) 第138条の23 (略) (1)～(6) (略) (7) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業<u>(同項第3号に掲げる事業を除く。)</u>をいう。 (8)～(14) (略) (従業者) 第138条の47 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師<u>(以下「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。<u>ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当</u>

改正前	改正後
に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5～7 (略)	満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第3項の規定により保育士とみなされる者及び同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5～7 (略) 8 <u>第182条第3項及び附則第6条第4項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第182条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

(札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、子ども・子育て支援法（平</u>	附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、公布の日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）附則第4項において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼</u>

改正前	改正後
成24年法律第65号) 第7条第4項に規定する教育・保育施設又は同条第7項に規定する小規模保育若しくは同条第9項に規定する事業所内保育を行う事業所であって、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとして市長が別に定めるものについては、市長が別に定める日までの間、第1条の規定による改正後の札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第11条第3項、第2条の規定による改正後の札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第1項第3号及び第4号並びに第3条の規定による改正後の札幌市児童福祉法施行条例第138条の47第2項第3号及び第4号(同条例第138条の60において準用する場合を含む。以下同じ。)、第138条の49第2項第3号及び第4号(同条例第138条の62において準用する場合を含む。以下同じ。)並びに第182条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第11条第3項、第2条の規定による改正前の札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第1項第3号及び第4号並びに第3条の規定による改正前の札幌市児童福祉法施行条例第138条の47第2項第3号及び第4号、第138条の49第2項第3号及び第4号並びに第182条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	保連携型認定こども園であって、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとして市長が別に定めるもの(次項において「対象幼保連携型認定こども園」という。)については、令和10年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(次項において「1条改正後条例」という。)第11条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(次項において「1条改正前条例」という。)第11条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。
	3 対象幼保連携型認定こども園については、当分の間、1条改正後条例第11条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、1条改正前条例第11条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。 4 認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設であって、子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとして市長が別に定めるもの(次項において「対象認定こども園」という。)については、令和10年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要

改正前	改正後
	件を定める条例（次項において「2条改正後条例」という。）第5条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（次項において「2条改正前条例」という。）第5条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。 5 対象認定こども園については、当分の間、2条改正後条例第5条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、2条改正前条例第5条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。 6 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所又は同法第39条第1項に規定する保育所であって、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとして市長が別に定めるもの（次項において「対象保育所等」という。）については、令和10年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の札幌市児童福祉法施行条例（次項において「3条改正後条例」という。）第138条の47第2項（札幌市児童福祉法施行条例第138条の60において準用する場合を含む。以下同じ。）、第138条の49第2項（同条例第138条の62において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第182条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の札幌市児童福祉法施行条例（次項において「3条改正前条例」という。）第138条の47第2項、第138条の49第2項及び第182条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供するための保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

改正前	改正後
	<u>7 対象保育所等については、当分の間、3条改正後条例第138条の47第2項、第138条の49第2項及び第182条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、3条改正前条例第138条の47第2項、第138条の49第2項及び第182条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次項において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第10条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設における1学級の子どもの数については、第2条の規定による改正後の札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。